

令和8年3月26日

関係各位

前橋市水道局
水道整備課

給水装置工事設計施工指針（令和8年度版）改正について（通知）

平素より本市水道事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。このたび「給水装置工事設計施工指針」について、令和8年4月1日付で令和7年度版から令和8年度版へ改正を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1 改正の趣旨

今回の改正では、指針全体の構成を見直し、記述整理を行いました。

なお、章構成が大きく変更されたことから、新旧対照表の作成は行っておりません。

2 主な改正内容

第3章：設計

- ・ 器具給水負荷単位による方法を追記
- ・ 受水槽方式の設計 参考計算方法追記
- ・ 3-7 主管と枝管の概略算定 コスグローブ算定表 追記

第4章 特殊条件における給水装置の設計

- ・ 3階建て建物への直結給水設計、直結増圧式給水設備基本設計施工基準、受水槽式給水設備を給水装置への切替える物件について、水道直結式スプリンクラー設備設置基準について新章としてした。

第5章 受水槽以下の設計及び管理要領

- ・ 5-7 受水槽への給水方式 (7) メータ口径φ40mm以上については、定水位弁を設置すること。定水位弁は、水撃作用の生じる恐れのない構造のものとする。追記

第6章 水道メータ及びメータユニット

- ・6-4 増圧設備及び受水槽以下に対するメータの設置について詳細に追記

第7章 給水装置工事の手続き、審査

- ・手続きについて令和8年度版へ修正
- ・7-4 審査 について具体的な審査のポイントを追記

第9章 給水装置工事の施工

- ・9-2 掘削作業 (5) 表示ペイント 舗装復旧時のペイントを追記
- ・9-4 配管工事⑬ヘッダー工法によるヘッダー以降1分岐管から1栓 追記
- ・9-4 集合住宅、共有管の主管管末へ埋設ゲートバルブ設置 追記
- ・9-5 撤去工事 2. 直管部の閉栓を追記
- ・9-7 工事立会確認 立会項目 水圧試験 1.0Mpa 加圧後1分経過後に0.75Mpa 以上を保持へ変更

第13章 受水槽式給水設備の給水装置へ切替えに関する留意事項

- ・受水槽から給水装置への切替について国の指導に基づいた手続きを記載。

3 適用開始日

本改正版指針は、令和8年4月1日受付分より適用。

4 お問い合わせ

記述整理が中心ではありますが、指針全体の構成が大きく再編されています。事業者各位におかれましては、令和8年度版全文を必ずご確認ください、最新基準に沿った設計・施工・申請をお願いいたします。

5 お問い合わせ先

前橋市水道局 水道整備課

〒371-0035

前橋市岩神町3丁目13番15号

TEL：027-898-3043

FAX：027-234-5519

E-mail：sui-koumu@city.maebashi.gunma.jp